

安全運転管理者が

※道交法施行規則第9条の10

最低限実施しなければならない9つの基本業務

1 運転者の適性等の把握

運転者の適性・技能・知識・道路交通法等の遵守状況を把握するための措置を講じること。



2 運行計画の作成

・最高速度違反
・過積載
・過労運転
・放置駐車
の防止等に留意し、運行計画を作成すること。



3 交替運転者の配置

過労等により安全運転ができないおそれがあるときは交替運転者を配置すること。



4 異常気象時等の措置

異常気象等により、安全運転に支障が生ずるおそれがあるときは、安全確保に必要な指示や措置を講じること。



5 点呼と日常点検

点呼等を行い、日常点検整備の実施や正常な運転ができることを確認し、安全運転確保に必要な指示を与えること。



6 運転前後の酒気帯びの確認

運転前後の運転者に対し、酒気帯びの有無を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認をすること。



7 酒気帯び確認内容の記録等及びアルコール検知器の有効保持

酒気帯びの有無の確認内容について記録し、その記録を1年間保存、及びアルコール検知器を常時有効に保持すること



8 運転日誌の備付けと記録

運転の状況を把握するため必要な事項を記録する日誌を備え付け、運転者に記録させること。



9 安全運転指導

運転者に対し、安全運転に関する技能や知識等の指導を行うこと。



注意!!

運転前後の運転者の酒気帯びの有無を目視等で確認するほか、

令和5年12月1日
から義務化

アルコール検知器 を用いて行う こと

アルコール検知器 を **常時有効に保持** すること

